

青法協 東京支部ニュース

発行
青年法律家協会
弁護士学者合同部会
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7
T&Tビル4階パートナーズL/O内
TEL 03-6907-4516
FAX 03-6907-4517



国連欧州本部正門 …連載「風に逆らって」前田朗

contents

■<新議長挨拶>	烏海隼	… 2
□<例会報告>		… 3
◆ 4月例会	「子どもの貧困」	
◆ 5月例会	「堀越事件東京高裁判決～画期的無罪判決と、今後の課題～」	
◆ 6月例会	「行き場のない子どもに弁護士としてどう寄り添うか」	
◆ 7月例会	「裁判員裁判の実践～裁判員裁判の実際とその課題～」	
■金沢総会に行ってきました	市野綾子	… 7
□青法協東京支部の今後の予定のご案内		… 7
□第24回 憲法フェスティバル「私の憲法」開催の報告	並木陽介	… 8
■給費制の維持を求めて ～「権利の守り手」を育てるために～	太田伸二	… 9
□<人権研究交流集会 分科会のご紹介>		…10
◆ 平和分科会	「米軍基地はなくせるか？」	
◆ 「検証 2010年・刑事裁判の行方」		
◆ 「憲法25条の使い方」	～人権問題、憲法問題として考える	
◆ 七生養護学校	こころとからだの学習裁判	
■<事件報告>		…13
◆ 「洋麺屋五右衛門：変形労働時間悪用残業代不払事件」	蟹江鬼太郎	
◆ 布川事件 再審公判の状況	上野格	
◆ 司法の役割を放棄した東京地裁判決		
～チチハル遺棄毒ガス被害事件訴訟～	富永由紀子	
□連載「風に逆らって」(8)レマン湖の平和的生存権	前田朗	…16

新議長挨拶

鳥海 準（五反田法律事務所）

はじめまして

本年6月の総会において、井上前議長に代わって新しく議長に選任されました鳥海準（五反田法律事務所所属）と申します。はたしてこのような重責を全うできるかどうかはなはだ心許ない気がしておりますが、選任いただいた以上精一杯努力したいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

さて、青年法律家協会は当時の若手研究者や弁護士が設立発起人となって1954年に設立されました。1954年といえば終戦からほぼ10年が経過した時期であり、これに先立つ4年程前の1950年には朝鮮戦争が勃発し、時のアメリカ政府は日本との早期の講和条約の締結を画策、1951年にはサンフランシスコ講和条約が締結され、同時に日米安全保障条約が結ばれました。そしてこの安保条約の締結によって、日本政府は、アメリカ軍の日本駐留を承認するとともに警察予備隊、保安隊を経て自衛隊の創設へと大きく舵を切ってゆくこととなります。このようなアメリカの世界戦略への組み込みと日本の再軍備化が図られる中で、あらためて終戦の原点に戻り「平和」と「民主主義」を柱とする日本国憲法の理念を擁護する使命を自覚して設立されたのが青法協でした。このような設立の背景を持つ「設立趣意書」を読み返すと、当時の設立発起人の「平和」と「民主主義」に対する熱い思いがひしひしと伝わってきます。

青法協設立後、時代は岸内閣を経て池田内閣に連なる高度経済成長の時代に向かいます。この時代は、毎年のように年率10%を超える経

済成長を実現する反面、公害問題を始めとした高度成長の「つけ」ともいえるべき様々な問題が発生した時代です。このような時代に直面して青法協が法律家団体として果たすべき役割は明確であったと思います。イタイタイ病や水俣病などの公害訴訟を担った弁護士の多くが青法協会員であったことを思えば、この点は明確です。

これに対して、現在、青法協に求められている課題は鮮明でしょうか。

昨年は、永年の自民党支配が国民の審判を受け政権交代が実現しました。日本の政治の転換点とよいてよいこの政権交代には、多くの国民が期待を寄せたはずですが、残念ながら現状は期待はずれの感を拭えません。とはいえ、政治が大きく転換しようとしている現在、否応なく国民生活への影響は甚大であり、我々法律家はこのような大きなうねりの中で「置き去りにされる弱者」「しわ寄せを食う弱者」の人権にしっかりと目を向け、果敢に挑戦することが求められているように思います。

時代が大きく動き始めている時期だけに、問題の本質をとらえ的確な方向性を見出すことは困難を伴いますが、前提を取り払った「ゼロベースからの議論」を皆で展開することによって時代の求める課題に皆さんとともに対処してゆきたいと考えております。



例会 報告

< 4月例会（4月14日） >

子どもの貧困

講師：田部知江子弁護士（オリーブの樹法律事務所）

4月1日から始まった前期修習も2週目入ってさっそく起案の荒波に放り出され、起案の書き方や事実認定の仕方に頭を悩ませ、毎日のように出る課題に追われ、人工的な和光の街並みにも疲れた同期修習生4人は、都電が走る大塚の古い町並みに安らぎを感じながら、今回の学習会に参加させていただきました。

講師の田部知江子弁護士は、少年事件や債務整理事件・離婚事件で、さまざまな子どもの貧困に向き合い、その問題意識を政策提言につなげようと、日弁連の貧困と人権に関する委員会でも熱心に取り組んでおられます。

今回は、イギリスにおける子どもの貧困対策の紹介を通じて、日本における子どもの貧困を考えようという学習会でした。恥ずかしながら、私はイギリスのブレア元首相が、子どもの貧困撲滅政策を強力に実行していることを初めて知りました。

印象的だったのは、子どもの保護や生存権といった抽象論にとどまらず、幼年期での投資が結果的に社会的コストの削減につながる（ニート、犯罪、薬物濫用、家庭内暴力、児童虐待が減る結果、福祉コストが減る）といった調査結果が政府を動かしたというところです。（もちろん抽象論には当該政策の目的や哲学としての重要性がありますが、政策立案の議論の場面では時として価値観の対立になってしまっていて議論が平行線になるおそれもあり、結果として合意が得られにくいという弱点があると思います。）日本でも、コスト計算を踏まえ、証拠に基づいて貧困対策の議論を展開できれば、安易な「自己責任論」の人たちに対しても説得力を持つかもしれない、と思いました。

また、イギリスが、子どもの成長段階ごとに当該年齢層のニーズに応じた総合的な窓口を設け、雇用・教育・社会福祉等の担当領域の垣根

を越えて、民間のNPOなどの関係機関も巻き込んだ支援を行っていることも、非常に合理的だと思いました。

金銭給付政策としては、日本で最近子ども手当が話題になっていますが、イギリスにおける金銭給付（チャイルド・トラストファンド）は子どもが18歳になるまで引き出せないとするので、これを使って就職・大学への進学費用を賄えるようにするという、具体的な用途を想定したものでした（低所得の家庭の子供には追加金あり）。チャイルド・トラストファンドは2009年9月以降に生まれた子どもを対象としていますからその成果はまだわかりませんが、具体的な制限もなくほぼ一律給付の日本の子ども手当は、選挙目当てのバラマキと批判されても仕方がないと思います。

そもそも、日本ではまだ担当領域の垣根を越えた実態調査もなく、日本における子どもの貧困の特徴や背景が把握されていないようです。

「貧困」といっても、経済的貧困にとどまらず、多様な人間や機関や活動とのつながりが持てない関係的・社会的貧困も含まれるでしょうし、様々な要因が複雑に絡み合っているから、おそらく調査は容易ではないでしょうし、効果的な政策が簡単に打ち出せるとも思えません。その点で、証拠に基づいて政策を策定しつつも有効性をその都度検証し、適宜修正されているというイギリスの対応を、日本でもぜひ実現させたいと思いました。

田部弁護士のお話には、これまでの弁護士活動で多くの子どもと接して得た実感や問題意識からくる熱意がありました。個々の事件をきっかけとした気づきや実感を政策提言につなげていく活動ができることも、弁護士の仕事の醍醐味の一つだと思います。私はそういう弁護士の活動に魅力を感じて司法試験を受験しようと思っ

たこともあり、今回の学習会で、改めて早く弁護士として活動できるようになりたいと思いました。まずは目の前の前期修習に慣れて、白表紙以外の本を読んだり、いろいろな方々のお話を聞く機会を持つことから始めます。一緒に学

習会に参加した同期が、翌日、早速私に「子どもの貧困白書」（明石書店、2009年）を貸してくれました。

現行第64期司法修習生

<5月例会（5月18日）>

堀越事件東京高裁判決 ～画期的無罪判決と、今後の課題～

講師：堀越事件弁護団事務局長 加藤健次弁護士（東京法律事務所）
堀越事件当事者 堀越明男氏

今回は、「国公法違反事件 二つの高裁判決と今後のたたかいについて」と題して、堀越事件弁護団事務局長の加藤健次弁護士（東京法律事務所）に、今年3月に画期的無罪判決が出た堀越事件と、5月に不当な有罪判決がでた世田谷事件の2つの国公法違反事件についてお話をいただいた。

堀越事件判決は、公務員の政治活動を規制する国公法の規定を合憲としながらも、これが憲法上の重要な人権である表現の自由を制約するものであることから、法益侵害のある程度の危険が想定されることが必要であると述べ、堀越さんの職務内容や配布行為の時、場所、方法などを詳細に認定し、本件に国公法の規定を適用することが憲法21条及び31条に違反するとし、無罪の言い渡しを行った。

加藤弁護士は、結論が大きく別れた堀越事件判決と世田谷事件判決の違いは、表現の自由に対する規制の違憲審査に関する基本的立場の違いにあるとし、それが国公法の規制目的である「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼」を抽象的・観念的にしか捉えなかった世田谷事件判決と、それを事実即して捉え、実質的に判断した堀越事件判決の違いにつながったと報告された。

現在、2つの事件はともに最高裁にかかっているが、加藤弁護士のお話では、最高裁は現在、

従来と比べて多少変化の兆しはあるが、以前反動的な勢力もあり、余談を許さない状況であるとのことであった。

憲法的に大変画期的な堀越事件高裁判決をさらに前進させ、最高裁での2つの事件の画期的無罪判決を勝ち取るべく今後も更なるご活躍を期待したい。

弁護士（57期）



この帽子大きいなあ～2010年夏ガーナ～

（撮影：弁護士 田場暁生）

<6月例会（6月18日）>

行き場のない子どもに弁護士としてどう寄り添うか

講師：坪井節子弁護士／カリヨン子どもセンター理事（坪井法律事務所）
細永貴子弁護士（旬報法律事務所）
久保田明人弁護士（東京合同法律事務所）

今回は、「行き場のない子どもに弁護士としてどう寄り添うか」と題して、カリヨン子どもセンター理事の坪井節子弁護士（坪井法律事務所）、細永貴子弁護士（旬報法律事務所）、久保田明人弁護士（東京合同法律事務所）にお話をいただいた。

現在、家庭での親子関係が崩れ、あるいは虐待にあい、安全に暮らせない子どもや、児童養護施設を卒園し自立したものの、困難に直面し、帰場所を失ってしまった子どもなど、行き場のない子どもたちが大勢いる。長年少年事件や子どもの問題で第一線を歩いて来られた坪井弁護士は、こうした行き場のない子どもたちのために何かできないかと考え、2004年6月にNPOカリヨン子どもセンターを設立し、緊急避難施設（シェルター）「カリヨン子どもの家」を開設するとともに、2005年4月には男子

の自立支援ホーム「カリヨンとびらの家」を、2006年3月には女子の自立支援ホーム「カリヨンタヤけ荘」を開設された。

坪井弁護士には、このカリヨン子どもセンターの設立経緯や、ご自身が経験された事案等を通じて、行き場のない子どもたちに弁護士としてどう寄り添うべきかをお話しいただいた。特に、大人社会に対して不信感を抱いている子どもとの信頼関係を作ることの難しさやその喜び等をお話しされ、「子どもの事件をやっているならば、大人の事件で依頼者と信頼関係を作ることはそれほど難しいことではない」とおっしゃっていたのが印象的だった。坪井弁護士の並外れた情熱とパワーに圧倒されるとともに、弁護士として行動力、エネルギーの大切さを痛感した。

弁護士（57期）

<7月例会（7月26日）>

裁判員裁判の実践～裁判員裁判の実際とその課題～

講師：福島晃弁護士（武蔵野法律事務所）

（1）平成21年5月21日から、賛否両論の中、ついに裁判員裁判制度がスタートしました。裁判員裁判制度については、以前法科大学院で学ぶ機会があり、試験の出題範囲でもあったため、制度の枠組み自体はなんとなく知っていました。

しかしながら、私がこれまでお話を伺ったのは主に検察庁から派遣された教授等だったため、裁判員にアピールする工夫をしつつ論告を行な

うなどの、大変貴重ではあるけれども、いわば一方当事者からの視点しか知りませんでした。また、いわゆる基本書においても、裁判員への過度の負担回避など、裁判員に関する記載は多く見受けられるものの、実際の弁護活動の観点からの記述は不足しています。

そのため、私は、いつか実際に裁判員裁判を体験された弁護士の先生のお話を伺いたいし、制度上の問題点を知るためにも、お話を早期に

伺えたらいいな、と以前から考えていました。

(2) そのような中、私は、思いがけず幸運にも、武蔵野法律事務所の福島晃先生から、裁判員裁判の体験談を伺う機会に恵まれました。

先生の扱われた事件の概要は、現住建造物等放火、殺人未遂事件で、争点は殺意の有無及び自首の成否にあります。

私が驚いたのは、そのスケジュールの過密さです。まず、公判整理前手続までは各種証拠開示請求、主張予定書面、検察官証拠への意見提出、弁護人書証開示、打ち合わせ等、多くの事前準備が必要です。そして、実際の公判では、裁判員選任から判決言い渡しまでを、たったの4日間という短い日程で行なったそうです。

福島先生のお話では、この日程の中でも特に、証人尋問・被告人質問の翌日に、弁論をしなければならなかったことが最も時間的にタイトであり、夜を徹して準備をされたとのことでした。

福島先生は、菅井先生と共に受任されたとのことですが、私は、このような短い日程で、十分な準備及び公判での弁護活動を行なうには、複数で受任し、かつ、他の仕事をセーブして集中的に取り組めるよう日程的な調整が不可欠であると痛感しました。なぜなら、たしかに、連日的開廷による集中審理と迅速化はわが国の刑事裁判の問題点を解消するために必要かもしれませんが、しかしながら、証拠調べや被告人質問を受けて、十分な検討を重ねて説得的に反論し、丁寧に弁論を行なうことが、被告人の人権擁護や裁判の正当性を担保するために必須であると感じたからです。すなわち、日程どおり進行させることを優先してしまいがちな集中審理だからこそ、国民の司法に対する信頼を高めるといふ制度趣旨を全うするために、弁護士がこれま

で以上に一層短期に集中して時間的にも全力で取り組まざるをえない仕組みになっていると感じました。

(3) 今回の福島先生のお話では、裁判員裁判ならではの特征として、公判前整理手続の主張予定書面で明らかにした争点以外は争えない(刑訴法316条の17)ため、どこまで事前に明らかにするのかの判断に苦勞されたとのことでした。主張の出し方によっては公判の行方を左右しかねないことから、慎重な判断が必要になるようです。

(4) 最後に印象的だったのは、予断排除の原則が働いていないのではないかというお話です。公判前整理手続は受訴裁判所が主宰し、争点を明確にして証拠調べの請求と採否の決定まで行なわれます。これは、両当事者の関与の下であれば、争点整理のために具体的主張や証拠に接したとしても、予断排除の原則に反しないと考えられていることが背景にあります。しかしながら、私は、実際の裁判員裁判の制度の運用次第では、従来の予断排除原則及び起訴状一本主義をいわば修正することになりかねないのではないかと危惧していました。そのような中、実際に裁判に関わった先生から、そのようなストレートな感想を伺えたことは、私にとって非常に意義深いものでした。

(5) 以上のような、貴重なお話と共に快く質問にも応じて下さった福島先生と、このような機会を設けて下さった青年法律家協会東京支部の弁護士の先生方に、心から感謝しています。ありがとうございました。

法科大学院修了生

金沢総会に行ってきました

市野 綾子（あかしあ法律事務所）

1 氷見事件の柳原さんのお話を聞いて

去る金沢総会では、様々な情報に接することができましたが、「氷見事件」の柳原さんのお話は大変印象的かつ弁護士として非常に身に染みるものでした。

「氷見」事件は、富山県氷見市で起こった連続強姦事件に関し、柳原さんが誤認逮捕され、有罪・服役までした後に、真犯人が現れたえん罪事件です。真犯人の登場により、検察官が再審を申し立て、柳原さんは全く無関係であるという完全無罪判決が出されました（以上、総会での同事件のしおりより抜粋）。

柳原さんからは、捜査機関による不当な捜査の実体や捜査中の心理状態等のお話の他、弁護人とのやりとりのお話もありました。後者の弁護人とのやりとりについてのお話の中で、柳原さんから、「弁護人の方々には、被勾留者との十分な意思疎通をお願いします」といった趣旨の言葉がありました。この柳原さんの訴えは、私の胸に警笛を鳴らされたように響きました。

私は、接見時間は十分な時間を確保するよう努めていますが、それでも被勾留者との十分な

意思疎通に苦労しています（これは私自身の属性によるのかもしれませんが）。そのような状況のもと、早期に弁護方針を決め、様々な弁護活動を実行していく必要があります。

そうして、証拠を見たり、諸情報に触れたりしていくうちに、私自身が予断を抱いた状態になるのを感じます。ですから、弁護人は、本人の真意を誤解あるいは見逃す可能性は十分にあるのです。

柳原さんのお話は、上記のようなことを考えるきっかけとなりました。私自身の今後の弁護活動のあり方について、非常に大切な教訓となりました。

2 金沢の街

金沢は、とても素敵なお街でした。諸事情により、個人的に観光名所に行ってきました。私の中の「また行ってみたい街リスト」に加えることができました。

青法協東京支部の今後の予定のご案内

- 9月22日（水） 午後5時～ 支部委員会
午後6時半～ 例会
- 10月27日（水） 午後5時～ 支部委員会
午後6時半～ 例会
- 11月19日（金） 午後5時～ 支部委員会
午後6時半～ 例会
- 12月13日（月） 午後5時～ 支部委員会
午後6時～ 忘年会

- 1月20日（木） 午後5時～ 支部委員会
午後6時半～ 例会

上記、場所はすべてパートナーズ法律事務所で行います。

- **2月26日（土） 東京支部総会**

※東京支部メーリングリストに登録を！

希望される方は、東京支部宛て（info@seihokyo-t.net）にご連絡ください。

第24回憲法フェスティバル「私の憲法」

並木 陽介（旬報法律事務所）

1 憲法フェスティバルとは？

5月22日（土）第24回憲法フェスティバルを開催しました。

憲法フェスティバル（略して「憲フェス」）とは、「憲法への招待」を合言葉に、憲法の裾野を広げようと弁護士と市民が一緒になって実行委員会を作り、毎年5月に開催しているイベントです。

憲法企画にありがちな堅い講演ばかりでは肩が凝って仕方がありません。音楽や映画、劇など、毎年工夫を凝らして企画を立てて幅広い人々に楽しみながら気軽に参加してもらい、1年に1回でも憲法に触れ、憲法について考えてもらえるイベントにしたい、そんな気持ちが「フェスティバル」という名前に込められています。

1987年に青法協東京支部の運動から生まれ支えられて、今年で24回目を迎えました。

2 今年のテーマは「私の憲法」

憲フェスでは、毎年テーマを決め、それに沿ったイベントになるような工夫をしています。今年のテーマは、「私の憲法」でした。

憲法の存在は知っていても、それが自分たちを守るためのものだと知らない人も少なくありません。そのような人々にも、自分にとっての憲法の意味を考え、憲法は自分のためにある、日本国憲法は「私の憲法」なんだと感じてもらいたいということから、市民の方の発案で決定しました。

3 今年の内容

今年の憲フェスは、チェ・ソンエさんによるピアノと三宅進さんによるチェロに始まりました。演奏はもちろん素晴らしいものでしたが、ショパンの曲を紹介する際には、戦争で国を追われた作曲者の背景に触れ、憲法9条の大切さを語るなど、色々な観点から曲を楽しめる舞台となりました。

これに続き、堤未果さん（ジャーナリスト）による講演「格差と貧困のアメリカから見える日本の未来 ～貧困問題と憲法」が行われました。政策により貧困に追い込まれ、戦争に駆り立てられるアメリカ国民の現状を紹介し、これは日本も進みつつある道であることを具体的な事例とともに示し、これを防ぐためにメディアの報道の仕方に注意する必要性が強調されました。

最後は青年劇場（劇団）による群読「見よぼくら一匁五厘の旗」。プロの役者の朗読の力強さが

戦争と民主主義の意味を聞き手に考えさせる作品でした。この作品は、一匁（一銭）五厘で招集された兵隊が軍隊で虐げられた戦争の時代が終わり、戦争のない民主主義の時代を喜んでいたのも束の間、いつしか国民が置き去りにされる時代になってしまったことを嘆き、「今度こそ僕らは言う／困ることをはっきり言う」「僕らは今度は後へひかない」と国民が声を上げることの大事さを提起しています。

観客は約600人余り、多数いただいたアンケートからも、楽しみながら憲法に触れてもらい、少しずつではありますが、憲法の裾野が広がっていることが感じられます。

これも多くの先生方に有形無形のご協力いただいた結果です。この場をお借りしてお礼申し上げます。

4 憲フェスの意義と今後

憲フェスの意義は、なかなか普段憲法に関心が向かない人にも、1年に1回でも憲法に触れ、考えてもらう機会をもち、憲法の裾野を広げていくという点にあります。憲法がないがしろにされている中で、憲法に関心を持つ人が一人でも増えていくことが、憲法の理念を実現し、よりよい社会への第一歩です。

来年は25回目、憲フェスが始まって四半世紀を迎えます。ビラ配布弾圧事件、高齢・母子加算、非正規雇用問題、基地問題など、25年前と比べてますます憲法の重要性が増してきています。

来年の第25回憲法フェスティバルは、5月集会の1週間後の2011年5月28日（土）に予定しています。今年以上に盛大に行い、より多くの方々に憲法への関心を深めてもらえるよう、既に少しずつ準備に取り掛かっています。9月には合宿を行い、熱のこもった議論をする予定です。

今後も、市民の方がたと力を合わせよりよい企画を目指してまいります。まだまだ力が足りません。憲フェスがこれから大きく発展していくためには、若い力を必要としています。ぜひ若手の会員諸氏に積極的にご参加いただきますようお願いいたします。また、同時に、憲フェスは慢性的な財政難も抱えています。東京支部の先生方にはますますのご支援・ご協力を宜しくお願い致します。

給費制の維持を求めて

～「権利の守り手」を育てるために～

太田 伸二（西東京共同法律事務所）

1 私が近時取り組んでおります、司法修習生の給費制維持の活動についてご報告をさせていただきます。

2 日弁連は、本年4月15日に「司法修習費用給費制維持緊急対策本部」（以下、「緊急対策本部」といいます。）を発足させ、給費制維持への取り組みを始めました。私は、その発足時から委員として活動しております。

この緊急対策本部の大きな特徴は、60期代の若手弁護士の活躍です。（私も、昨年12月に登録したばかりの新62期です。）ロースクール生や修了生の給費制への思いを集めた「当事者の声ブック」の作成（日弁連サイトに要約版が載っています）や、若手弁護士・修習生・ロースクール生・修了生が自分たちの問題として取り組む「ビギナーズ・ネット」の結成などは、まさにそういった若手らしい「感性」がうまく現れたものだと思います。

緊急対策本部が発足されてから、皆さまもご存じのように運動は瞬く間に全国に広がりました。各地で30を超える数の市民集会・シンポジウムが開催もしくは予定され、その模様は各地のマスコミで報じられています。それとあわせて署名活動も行われ、目標の30万筆に少しずつ近づきつつあります。

こういった状況は、立法府である国会をも動かしつつあると感じます。臨時国会開催前の7月29日に行われた院内集会には、貸与制への移行を平成16年に決めた自民党・公明党の議員も含む超党派の議員が集まり、給費制の維持に賛同する発言をしていました。

このように「自分の関わった運動が世の中を動かしていく」という実感は、緊急対策本部及びビギナーズ・ネットに集まった若手弁護士や法曹の卵達にとって、今後の「次なる運動」に

つながる財産になるだろうと思います。

3 さて、私が今、この運動に注力している大きな理由の一つは、「貸与制だったら、自分が法曹への道を踏み出せたか否か分からない」という思いです。

私は、平成16年の法科大学院開設時に、それまで勤めていた山形県庁を退職して法科大学院に進学したのですが、踏み切るまでは非常に悩みました。それは、進学するために退職をすれば収入を失うので、生活費や学費のために高額な奨学金を借りなくてはならないことが分かっていたためです。

それでも、弁護士になりたいという思いが勝って進学を選択したわけですが、その結果、私は720万円を日本学生支援機構（旧・日本育英会）から借りることになりました。

もし私が選択の岐路に立たされたあの時、すでに貸与制が始まっていたら、1000万円を超える借金を負うことになる（そして新司法試験合格は確実ではない）法曹への道を選び得たのか、私には自信がありません。

経済的な理由から法曹を諦めるような後輩を出したくない、この思いが私を動かす「原動力」となっています。

4 この運動は、まだ何も勝ち取ってはいません。9月末からの臨時国会で裁判所法を改正させなければ間に合いません。今がまさに正念場です。

この国の「権利の守り手」を育てる環境を守るための、そして、この国の司法の未来を守るための戦いです。ぜひ皆さまのご協力をお願いします。

「第14回人権研究交流集会」分科会の紹介

9月25日～26日、札幌コンベンションセンター



平和分科会「基地はなくせるか」

9月25日・26日に札幌で行われる人権研究交流集会では、様々な分科会が準備されています（いずれも2日目午前）。その中の一つ、平和分科会「基地はなくせるか」に多くの方々の参加を呼びかけます。

普天間・米軍基地問題—このままで良いのか！？

9万人以上が参加した今年4月の沖縄県民大会は、普天間基地の撤去が、沖縄、そして全国の多数の声であることを示しました。しかし、その後の経過は皆さんもご承知のとおりです。民主党政権は、「米軍の抑止力」「日米同盟の重要性」を理由に、結局、沖縄県内への「移設」により、基地の苦しみを県民に押しつけ続けようとしています。

いつの間にか、米軍基地をこれまで通り（日米同盟と米軍再編はどんどん進んでいるので、これまで以上に、というべきか）受け入れる方向が、既成事実させられつつあります。このままで良いのでしょうか！？

現状を打開するには、沖縄だけではなく日本全国から、普天間基地無条件撤去・米軍基地撤去を求める、かつてない世論と運動を起こす他ありません。今回の企画を、少しでもこうした動きを促進する場にしたいと願っています。

<多彩なパネリスト>

今回、パネリストとして三人の方に参加頂きます。

●新垣勉さん（弁護士、沖縄弁護士会）

反戦地主弁護団、代理署名拒否事件知事弁護団に参加。日弁連人権委員、沖縄弁護士会会長（03年度）、日米地位協定改定の実現を求めるNGO事務局長。

●半田滋さん（東京新聞編集委員）

91年中日新聞入社。92年から一貫して防衛庁を取材。東京新聞・中日新聞に07年1月から連載された『新防人考・変ぼうする自衛隊』が、第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞を受賞。著書「『戦地』派遣—変わる自衛隊」（岩波新書）他。

●アルニー・フォファさん（フィリピン、弁護士）

スービック基地撤去運動に、当時学生として参加。現在、フィリピンの人権弁護士の団体・National Union of People's Lawyers 所属。基地に関わる人権侵害の問題に取り組む。

単に基地の実態と、基地被害を告発するだけでなく、米軍基地をどのように・どうしたら無くせるか、を正面からテーマとする企画です。みなさん是非ご参加下さい。

まずは、人権研究交流集会への参加申込をしましょう！

刑事司法分科会「検証 2010年・刑事裁判の行方」

2009年5月21日に裁判員制度が実施されてから1年余が経過しました。

すべての都道府県の裁判所で裁判員裁判による判決が言い渡され、判決総数は、実施から1年足らずの2010年4月段階で、400件を超えました（最高裁発表）。

当分科会は、この間連続して開催され、裁判員制度を中心に、ときどきの刑事司法の問題をとりあげてきました。

裁判員制度導入に先立って、当分科会が作成・上演した、裁判員裁判をシミュレートした裁判員劇は、「2010年の刑事裁判」（『青年法律家』号外）として発表されています。

今回の分科会は、まさに、この2010年にあたる年に開かれることから、実施から1年余を経た裁判員裁判を検証します。

分科会では、この間の裁判員裁判の経験を通じて、裁判員制度においては、①事実認定が「疑わしきは被告人の利益に」という原則に従って適正になされ得るか、②量刑判断が責任（行為責任）主義に従い、かつ被告人の社会復帰や更生など矯正の観点からも、適正になされるか——という二つの視点から、制度を検証します。

2年後には裁判員制度の見直しが予定されていることもあり、この時期に、制度を検証しておくことが重要です。

ぜひ、ご参加下さい。

憲法25条分科会「いま憲法25条が熱い」

東京支部のみなさん

9月25日、26日に札幌でおこなわれる人権研究交流集会の申込みは、もうお済みでしょうか？

憲法25条分科会は、東京支部の会員が主体となって企画している分科会です。

近年、憲法25条は、憲法9条とならんでその重要性がますます増しています。

貧困問題が社会問題化するなかで、生存権をめぐる裁判も多数提起され、全国の会員弁護士が憲法25条を武器に裁判を闘っています。

憲法25条分科会は、「憲法25条の使い方」をテーマに理論面、運動面から多角的に憲法25条を捉えて考えていくことを目標としています。

基調講演者の笹沼弘志会員（静岡大学教授）は、憲法学の研究者でありながら、ホームレス支援に関わり現場と理論の両面から憲法25条の問題に取り組んでいる第一人者です。

笹沼教授からは、憲法25条論のリーディングケースである朝日訴訟をはじめとする一連の判例について、現在の学説状況を踏まえた「読み直し」をしていただき今後の憲法25条論はどうあるべきかについて語っていただきます。

憲法25条を訴訟においても、救済の現場においても、まさに武器として使いこなしていくためにどうすればいいのか。分科会では、基調講演を踏まえて、各地の訴訟における憲法25条違反の原告の主張、裁判所の判断などについて報告をいただくとともに、ホームレス支援の現場で活躍する人たちからもお話をうかがいます。

2004年に東京で行われた第12回人権研究交流集会では、東京支部の会員が中心となって「ホームレス分科会」が開催されました。それを一つの契機として東京ではホームレス支援に携わる法律家が青法協会員を中心に広がっていきました。

ホームレス問題に限らず貧困問題は、ますます深刻化しています。憲法25条分科会に多くの会員に参加していただき、貧困問題への取り組みが活発化することを期待しています。

性教育裁判分科会「七生養護学校「こころとからだの学習」裁判」

事件のあらすじ

都立七生養護学校は、東京都日野市にある知的障害児の通う学校です。親元から離れて施設で暮らす子どもが半数なので、親からの虐待や性被害を体験し傷ついてきた子が多いのがこの学校の特徴でした。知的障害のために二次性徴



没収された教材「家族人形」。授業では大切に扱われていて、子どもたちも大好きだった。

の理解が難しく身体の変化を受け入れられなかったり、障害をもって生まれたことや大人から傷つけられた経験のために、自己肯定感を持ちにくかったりする現状がありました。それでも身体は成長し、性的な意識も芽生えてくるなかで、生徒同士の性的問題行動が後を絶ちませんでした。そういう子どもたちにどう接してよいのか悩む親たちの声も数多く聞かれました。

そこで教師たちは試行錯誤の末、からだや性の仕組みを知り、自分のからだといのちを大切にしようというメッセージを伝えるため、独自に「こころとからだの学習」という性教育を考えだし、発展させてきました。そして小中高の12年を通じて取り組まれた「こころとからだの学習」は、教育委員会をはじめとして高い評価を得ていました。

ところが、ジェンダーフリー・性教育バッシングの流れの中で、2003年、性教育を「過激」「寝た子を起こす」と批判する都議が都議会で「極めて不適切」とする質問をしたのを皮切りに、石原都知事や都教委もこれに同調し、それまで高く評価されてきた「こころとからだの学習」を貶め、3人の右翼的な都議や市区議、7人の都教委担当者、産経新聞記者が学校に視察と称して乗り込み、教材を没収しました。そして、翌朝の産経新聞は「過激性教育 都議ら視察」「『あまりに非常識』口々に非難」「日野の養護学校」の見出しで報道しました。また、都教委は学校を厳しく監視し、教員に対する、「不適切な性教育をした」ことを理由とする嚴重注意処分や大量異動までもを行いました。そのことにより、「こころとからだの学習」は一方向的に破壊され、二度と同じことはできなくなってしまいました。

教師たちは、理由も分からず「不適切」と批判され、傷つき、萎縮効果が他の学校にも広がり、東京だけでなく全国の学校で、子どもたちの成長・発達に必要な性教育ができなくなってしまいました。今でも性教育の実践に対しては厳しい監視の目が向けられているままの状態です。



05年5月12日提訴日に 東京地裁へ入廷行進する原告と弁護団、支援者。

一審判決～都議と都教委は違法

一審では、威圧的に「視察」をして教師を侮辱した都議、そしてそれを止めなかった都教委は違法であるとして、教師に対する慰謝料が認められました。また、教師たちに対する嚴重注意処分は違法と認定されました。

この判決は、教育裁判として画期的であるとされ、多くの注目を浴びました。しかし、控訴審でも教師たちの闘いはまだまだ続いています。

分科会の流れ

まずは、「こころとからだの学習」の再現DVDや、七生養護学校の元教師による模擬授業、そして、卒業生とのトークセッションなどから、「こころとからだの学習」について感じてもらいたいと思っています。

そして、弁護団から、裁判で訴えてきた教育の自由に対する侵害の態様や教育基本法上の「不当な支配」という主張の内容などを説明します。教育裁判で判例とされている旭川学テ事件をどう読み込み、どのような主張につなげてきたか。今後の教育裁判にも活かせる視点を分科会参加の皆さんとともに考えたいと思います。





「洋麺屋五右衛門：変形労働時間 悪用残業代不払事件」

その1

蟹江 鬼太郎（旬報法律事務所）

1 事案の概要

本件は、錦糸町の Pasta 店「洋麺屋五右衛門 錦糸町テルミナ店」のアルバイト店員であった原告が、①会社が主張する変形労働時間制は違法であるので残業代を支払え、②タイムカードで把握される賃金本給にも 15 分未満の労働時間の切捨てがある、として「五右衛門」を経営する日本レストランシステム株式会社に対し、未払い賃金総計 20 万 9 4 5 1 円の支払いを求めた事件である。

2 争点

会社は、①半月単位の変形労働時間制を適法に導入しており残業代の未払いはない、②労働時間はタイムカードではなくシフトで把握しているので本給の未払いはない、と主張し、①変形労働時間制の成否及び②労働時間の把握方法が主要な争点となった。

3 東京地裁判決

2010年4月7日、東京地裁民事36部（藤井聖悟裁判官）は、会社に対し未払残業代 4 万 2 9 9 5 円、付加金 3 万 7 7 4 9 円、未払時間給 4 万 2 7 3 6 円、合計 1 2 万 3 4 8 0 円及び遅延損害金の支払いを命じる判決を下した。

判決は、①変形労働時間制の適否につき、「被告が採用していた変形労働時間制は就業規則によれば 1 か月単位のそれであったのに、半月ごとのシフト表しか作成せず、変形期間全てにおける労働日及びその労働時間等を事前に定めず、変形期間における期間の起算日を就業規則等の定めによって明らかにしていなかったものであって、労基法に従った変形労働時間制の要件を遵守しておらず、かつ、それを履践していたことを認めるに足る証拠もない」として、被告が採用したと主張する変形労働時間制は無効であると判断した。

また、判決は、②労働時間の把握方法の点についても、「被告は、シフト表と併せてタイム

カードによっても原告の出退勤の管理を行っており」と認定して、タイムカード記載の労働時間の切捨てを認めず、被告に対し、15 分未満の切り捨ててきた賃金を支払うように命じた。

また、③付加金については「被告は、本件未払時間外手当の請求について十分な資料根拠に基づかずに変形労働時間制の主張を行ってその支払を拒絶してきている」と判示して、被告に対して 3 万 7 7 4 9 円の付加金を支払うよう命じた。

4 本判決の意義

本判決の判断は、特に目新しいものでもないし、先例的な意義もないのかもしれない。また、本判決の認容額は遅延損害金を入れても 14 万円台であり、訴額としては極めて小さい事件ということになると思う。

しかしながら、「洋麺屋五右衛門」「にんにく屋五右衛門」「カフェモーツアルト」「卵と私」等多数の飲食チェーンを経営する被告が雇用するアルバイト従業員等は全国で 6000 名にも及ぶとのことであり、その 6000 名のそれぞれにつき本件判決が認定したのと同様の未払賃金が存在することとなる。被告が上記の違法な運用により極めて多額の利益を得ていたことが明らかになったのである。

5 判決後

判決後、被告は、認容額及び支払日までの遅延損害金の全額を当方に支払った上で、控訴した。

本事件は、法解釈として新境地を開いたものではないのかも思うが、あたり前のことがあたり前として判断されるよう、控訴審でも力を尽くしていきたい。

なお、本件の弁護団は、笹山尚人弁護士（東京法律事務所）、西田穰弁護士（東京東部法律事務所）と私である。

事件 報告

その2

布川事件 再審公判の状況

上野 格（城北法律事務所）

1 再審開始確定

昨年（2009年）12月14日、最高裁第二小法廷は、検察官の特別抗告を棄却する決定をしました。これにより、2001年12月6日の再審請求から始まった布川事件、第二次再審請求審は、ほぼ8年の年月を経て、再審開始の判断が確定しました。

2 再審公判 進行協議

2010年3月19日、水戸地裁土浦支部で、第1回進行協議期日が開かれました。冒頭に弁護団は検察官の謝罪と早期の判決を求めましたが、検察官は謝罪を拒否し有罪立証を行う方針を明らかにしました。検察官は、被害者の首にまかれたパンツなどのDNA型鑑定を請求するとし、期日後に正式に請求書を提出しました。

この鑑定請求に対して弁護団は、二重の危険の禁止の見地から再審公判での新たな有罪立証は制限されるべき、鑑定資料に破壊・分解の進行が考えられる、鑑定資料の汚染の可能性が指摘できる、鑑定部位の特定ができないなど鑑定の条件を欠いている、鑑定資料は取調時に櫻井さんに示されており櫻井さんの唾液や皮膚片が付いた可能性があり鑑定は事案解明に役立たない、などを理由として採用に反対する意見書を提出しました。

検察官は進行協議期日において、目撃証人のOMさんから事情聴取をした捜査官の「捜査報告メモ」を開示しました。そのメモには、OMさんが犯行日に被害者宅前で目撃したのは、杉山さんとはまったく異なった特徴の人物であったことを捜査官に申告していたことが記されていました。

6月11日、第2回進行協議期日が開かれました。双方の証拠調べ請求と同意不同意の予定について、協議されました。検察官のDNA型鑑定請求については、裁判所も弁護人の提起した問題点について一定の理解を示し、検察官に

汚染の可能性がないことの客観的な立証をするよう求め、公判中に裁判所が採否の決定することになりました。

3 第1回再審公判（2010年7月9日）

検察官は昭和42年12月28日付起訴状をそのまま朗読しました。被告人の意見として、櫻井さんは、まず無実であることを述べ、43年前の起訴状をそのまま朗読されたことに怒りを表し、検察官に対し「あんな起訴状の朗読をして恥ずかしくないのか、証拠を独り占めして隠したり出したり、そんなことが許されるのか、隠している証拠を見れば無実がわかるはずだ」という趣旨の意見を述べました。続いて杉山さんが無実であることを述べ、「自白をしてしまったことを43年の間、悔やんでも悔やみ切れないものがある、子どもが六年生になった、人殺しの子どもという身分なので、そのレッテルを一日も早く外してやりたい。」と述べました。

弁護人は意見として、櫻井さん、杉山さんは無罪であることを強調し、さらに本再審公判の使命は一刻も早く二人に無罪を宣告し、確定審が誤判に陥った原因の検証をすることであるから、検察官は全ての証拠に同意し鑑定請求を撤回すべきであって、裁判所はOMさんの調書や捜査官のメモを採用し鑑定請求を却下すべきであると述べました。

検察官は冒頭陳述を「従前のおおり」とだけ述べ、弁護人はあらたに冒頭陳述をしました。確定審の証拠は更新手続に準じて裁判所の職権により取調べられました。次いで、再審請求審以後の証拠について、双方の取調請求と同意不同意の意見が述べられ、採用された証拠物及び書証（検察官は150点余、弁護人は170点余）の要旨の告知をしました。

4 第2回公判期日（7月30日）

引き続き弁護人が取調請求をした証拠の要旨

の告知をしました。まず取調べ過程の録音テープが公判廷で再生され、取調べを録音したテープが作為的に編集されていたことが明らかにされました。また自白が疑わしいことを再現実験で立証するビデオテープ、DVD等を再生しました。弁護人請求の書証等についての取調べは、検察官が不同意したものを除き、すべて終了しました。

現場の死体に残されたパンツ2枚、ワイシャツ、タオルのDNA型鑑定請求について、裁判所はこれらの鑑定請求を却下しました。却下決定の理由は、検察官・弁護人から出された意見書・資料を総合的に検討したところ、本件においてはDNA型鑑定の実施を相当とする前提が欠けている、というものでした。

弁護団は、OMさんの員面・検面調書3点を証拠請求していました。その内容は、OMさんが犯行日に被害者宅前で目撃した人物は、杉山さんとはまったく異なった特徴の人物であったというものです。検察官は、不当にもこれら調

書の取調べについて不同意としましたので、当期日で目撃証人の採用が決定されました。

5 弁護団の今後の方針

検察官の有罪立証の要であったDNA型鑑定請求は、検察官・弁護人間の激しい応酬を経て、裁判官が却下しました。次回第3回公判(9月10日)には、被害者宅前の重要な目撃証人であるOMさんの証人尋問が行われます。

そのうえで、違法な捜査経過をさらに明らかにするために、OMさんから事情聴取をした捜査官の「捜査報告メモ」を作成した捜査官の証人尋問を求めるとともに、検察官が不同意にした供述調書やメモ等の取調べも追求していきたいと考えています。

検察官のDNA型鑑定請求が却下され、これに代わるあらたな有罪立証がない現状で、審理は一気に早まる気配となりました。弁護団は、これら残された課題を確実に遂行し、早期に無罪判決を得られるよう、力を結集していきます。



司法の役割を放棄した東京地裁判決 ～チチハル遺棄毒ガス被害事件訴訟～

その3

富永 由紀子（三多摩法律事務所）

1 本年5月24日、東京地方裁判所民事第13部(山田俊雄裁判長・上拂大作裁判官・川崎博司裁判官)は、チチハル遺棄毒ガス兵器被害訴訟事件につき、原告らの国に対する賠償請求を棄却する判決を言い渡した。その極めて不合理な判旨は、まさに「結論先にありき」の判断であって、司法としての役割を完全に放棄したに等しいものであった。

2 本件は、2003年8月4日、中国黒竜江省チチハル市のマンション工事現場から掘り起こされた5本の容器入り毒ガス剤(イペリットとルイサイトの混合剤)によって引き起こされた事故の責任を問うものである。

その被害は、旧日本軍が遺棄した毒ガス兵器による事故としても、未曾有のものであった。

被害者の数は、子どもを含む44名にのぼる。毒ガス剤をほぼ全身に浴びた1名は18日間に及ぶ想像を絶する苦痛の末に命を落とし、命をつなぎとめた43名も、いまだ、呼吸器症状や目の症状、免疫機能の低下や神経障害などの重篤な後遺症に苦しんでいる。就労能力を失った原告たちの多くは、家族関係も破綻し、社会からの差別にもさらされ、子どもたちは将来の夢を失った。

失われた命・健康はもう元に戻せない、でもせめて、安心して医療を受け、生活できるようにしてほしい。そんな思いから、被害者たちは政府に要請を続けた。ところが、時の政府がこれを拒み続けたため、被害者たちが最後の手段として選択したのが、本件国家賠償請求訴訟の提起であった。

3 本件訴訟において原告らが被告国に問うていたのは、本件毒ガス兵器の遺棄という違法な先行行為を行っていながら、被害の発生が予見できたにもかかわらず戦後これを放置し、本件被害を発生させたことについての責任である。

こうした原告らの請求に対し、東京地裁判決は、本件遺棄毒ガス兵器が発見された現場が、毒ガス兵器と関連性の強いチチハル飛行場内の軍事施設跡地であり、もと関東軍化学部（516部隊）の弾薬庫のあった場所であることを認定した。そして被告国の担当者としては、「チチハル市内における旧日本軍の軍事施設付近に存在する毒ガス兵器が、付近住民と接触することにより、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことを予見することが可能であった」として、予見可能性の存在を認めた。

しかるに同判決は、被告国の作為義務を否定した。その理由として挙げられているのは、「中国に遺棄された旧日本軍の毒ガス兵器は、中国本土に広範囲にわたって存在していたのみならず、同兵器は、川や古井戸に投棄されたり地中に埋められたりしていたというのであるから、旧日本軍が駐留し、毒ガス兵器が遺棄された可能性のある地域すべてを本件事故時まで調査することは極めて困難」「チチハル市内あ

るいはチチハル飛行場の場所及び本件軍事関連施設の場所の探索を、他の地域よりも優先すべきであったと認めることはできない」という点である。

4 しかしながら、「チチハル市内における旧日本軍の軍事施設付近に存在する遺棄毒ガス兵器によって、重大な事故が引き起こされること」について予見可能性を認定しておきながら、何故に「中国全土における調査は不可能」「チチハルを他の地域より優先すべきであったと認めることはできない」などという理由で作為義務が否定されるのか。毒ガス兵器を広範囲に、かつ発見困難な状況で遺棄したが故に免責されるという判断は、これまで積み上げられた判例理論の到達点に照らしても、極めて異質なものと云わなければならない。

この不当な判決に対し、原告団・弁護団は直ちに控訴した。そして原告らは、自分たちでもできる限りのことをしようと、チチハル市内に事務所を借り、情報発信など様々な取り組みの準備を始めている。

今後も、そんな被害者たちを支えながら、このチチハル遺棄毒ガス被害訴訟に全力をあげて取り組んできたい。

連載



風に逆らって（8）

レマン湖の平和的生存権

前田 朗（東京造形大学）

8月5日、ジュネーブで開催された国連人権理事会・諮問委員会で、NGOの国際人権活動日本委員会（JWCHR）を代表して、発言した。発言趣旨は、次の通り。

「人権理事会が人民の平和への権利の議論を始めたことを歓迎する。人民の平和への権利に関してNGOが提出した共同文書を支持する。日本では、1998年5月に9条世界会議を開

催した。33,000人の参加者、海外ゲスト200名という大規模な会議で、日本国憲法9条が、軍縮と平和の文化の促進にとって重要であると決議した。9条は日本の法律だけでなく、世界各国の憲法に盛り込むべき平和条項である。2009年6月、コスタリカで同様の会議を開催し、9条とコスタリカ憲法12条の意義を再確認した。国連人権機関が、人民の平和への権利の個人的局面と集団的局面に着目して研究を続ける必要がある」。

諮問委員会は、国連人権理事会（政府代表47カ国）のもとに設置された専門家委員会（18人の専門家）である。かつての人権委員会のもとにあった人権小委員会と似た位置づけである。今回の第5回会期ではじめて「人民の平和

への権利」が議題となった。

これまでの経過を簡潔に整理しておこう。2006年10月、スペインの法律家たちが「平和への権利に関するルアルカ宣言」を採択し、世界キャンペーンを始めた。2010年2月、「ビルバオ宣言」を採択した。両宣言のヴィジョンは、平和とはすべての形態の暴力が存在しないことである。直接暴力（武力紛争）、構造的暴力（経済的社会的不平等の帰結、極貧、社会的排除）、文化的暴力である。法律的見地からは、平和とは国連憲章の基礎であり、世界人権宣言その他の人権文書の指導原理であり、平和そのものが人権と考えられるべきである。人民の平和への権利という表現は1984年の国連総会決議に由来する。

人権理事会は、2008年決議8/9と2009年決議11/4を採択し、平和への権利の研究を始めた。スペイン・グループは、2010年6月、「バルセロナ宣言」をまとめた。同月、人権理事会は決議14/3を採択し、さらに研究を続けることになった。以上の決議は、毎回賛成ほぼ30カ国、反対12～13カ国で採択されている。日本政府は一貫して反対投票してきた（以上の経過につき、前田朗「平和的生存権の国際的な展開」救済2010年5月号参照）。

こうした経過を経て、諮問委員会でも平和への権利が議題として取り上げられ、委員会の中に作業グループが設置された。そこで、8月5日、ジュネーヴに集結した5つのNGOは、諮問委員会にアピールするための相談を行い、NGO発言を行った。

最初に、デヴィッド・フェルナンデス・プヤナ（スペイン国際人権法協会）が、これまでの取り組みを踏まえて、人権理事会と諮問委員会の検討を通じて人民の平和への権利の概念内容を明確に規定し、国際文書を作るよう訴えた。続いて、アルフレド・デ・ザヤス（国際人権協会）が、平和への権利の射程の広さを強調して、すべての人権を支えるものとして人権体系に位置づける発言をした。ミシェル・モノー（国際友和会）は、テロとの闘いにふれ、テロ対策には戦争ではなく、平和への権利の定式化こそ重要と訴えた。次に筆者の発言があり、最後にクリ

ストフ・バルビー（国際良心・平和税）が、紛争解決の思想と方法としての平和への権利について述べた。

プヤナとは3月に初めて会ったが、デ・ザヤスはジュネーヴ大学名誉教授で、著名な人権研究者である。モノーは8月9日にジュネーヴの国連欧州本部正門前で長崎原爆追悼会を主催してきた。バルビーは「軍隊のない国家27カ国」の研究者で、9条世界会議にも招かれて来日した。

諮問委員会は作業グループを設置し、2011年1月の第6会期で議論を続けることになった。スペイン・グループは本年12月にサンティアゴ・デ・コンポステラで開かれる「平和への権利NGO国際会議」で最終文書をまとめて、人権理事会に提出し、平和への権利の法典化を求めていく。人権理事会も本年12月に平和への権利の専門家ワークショップを開くという。

いよいよ「国連・人民の平和への権利宣言」の可能性が見えてきた。

残念なことは、国連で人民の平和への権利が重要議題として審議されているのに、9条が貢献していないことである。スペイン・グループは日本国憲法9条を知っている（守られていないことも）。しかし、日本の平和的生存権の議論をほとんど知らない。言葉の壁は大きい。この間の議論に加わってきた日本人もごく僅かだ。日本政府は断固反対を貫いている。日本の法律家は関心を示してくれない。

これではいけないと考え、今回は9条世界会議の紹介発言をさせてもらった。9条世界会議の宣言と精神をもとに、今後の議論に日本からも加わっていく必要がある。例えば、2008年のイラク自衛隊派遣違憲訴訟名古屋高裁判決は、平和的生存権の具体的権利性を認めた公文書である。おそらく世界史上画期的なはずだから、国連に報告していく必要がある。

今後のスケジュールは、12月12～13日頃、サンティアゴ・デ・コンポステラ会議。同月15～16日、国連人権高等弁務官事務所主催の専門家ワークショップ。そして、2011年1月中旬に、諮問委員会である。いずれも、勤務先の仕事の関係で参加できそうにないが、アクセスと情報伝達は続けたい。